

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年12月15日 22時00分ごろ
発生場所	北海道石狩湾港 石狩湾港北防波堤北灯台から真方位153°730m付近 (概位 北緯43°13.4′ 東経141°17.6′)
事故の概要	砂利採取運搬船 ^{わごう} 和晃丸は、南進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月4日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 和晃丸、446トン
船舶番号、船舶所有者等	132751、中村海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首部に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 雪、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が、手動操舵により、石狩湾港北東部の北防波堤と島防波堤の間を通過しようとして、北防波堤を右舷側に見て回り込むように右旋回を始めた。</p> <p>船長は、北防波堤の北側付近において、北防波堤と島防波堤との間に停留している数隻の漁船の灯火を認めて減速し、一番南側の漁船（以下「本件漁船」という。）と島防波堤との間を航行することとして南進中、本件漁船が本船の前路に向かって動き始めたので、機関を全速力後進にかけるとともに左舵一杯を取った。</p> <p>本船は、本件漁船を回避したものの、ほぼ行きあしが止まった頃、島防波堤北側の海面下の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.4m、船尾約3.6mであった。</p> <p>本件漁船は、特定されなかった。</p>
分析	<p>本船は、石狩湾港を南進中、船長が本船の前路に向かって動き始めた本件漁船を避航しようとして機関を全速力後進にかけるとともに左舵一杯を取ったところ、島防波堤北側の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本件漁船が本船の前路に向かって動き始めた状況については、本件漁船が特定されなかったため、明らかにすることができなかった。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、石狩湾港を南進中、船長が本船の前路に向かって動き始めた本件漁船を避航しようとして機関を全速力後進にかけるとともに左舵一杯を取ったところ、島防波堤北側の消波ブロッ

	クに乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船舶交通の妨げとなるおそれのある港内の場所においては、停留しないこと。・ 他の船舶の注意を喚起する必要がある場合には、汽笛等により注意喚起信号を行うこと。